

第 9 部  
手術

通則

(通則の変更：加算の新設)

4 区分番号 J 0 1 8、J 0 3 2、J 0 3 9、J 0 6 0、J 0 6 9、J 0 7 0 - 2、J 0 7 6 及び J 0 9 6 に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、それぞれ所定点数の 1 0 0 分の 7 0 に相当する点数により算定する。

4 区分番号 J 0 1 8、J 0 3 2、J 0 3 9、J 0 6 0、J 0 6 9、J 0 7 0 - 2、J 0 7 6 及び J 0 9 6 に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われた場合は、当該手術の所定点数にそれぞれ所定点数の 1 0 0 分の 5 に相当する点数を加算し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われた場合は、それぞれ所定点数の 1 0 0 分の 3 0 に相当する点数を減算する。

第1節 手術料

歯肉息肉除去手術

(注の変更：対象項目の追加)

注 区分番号I006に掲げる感染根管処置と併せて行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

注 区分番号I005に掲げる抜髄又は区分番号I006に掲げる感染根管処置と併せて行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

上記のほか、手術に関する改定内容は、別表のとおり。